



成迫社会保険労務士法人
 松本事務所 TEL 0263-33-2223
 長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
 松本事務所 TEL 0263-38-7300
 長野事務所 TEL 026-291-4160
 飯田事務所 TEL 0265-25-0261

求人票に関するルールが変わります！

平成 30 年 1 月より改正職業安定法が施行されます。今回の改正は、労働者からハローワークに対するクレームで一番多い「求人票の内容が実際と異なる」という背景を受け、いわゆる「ブラック求人」対策の改正と考えられます。主な変更点は以下の通りです。

1. 募集時の労働条件の明示について

当初求人票で示した条件の変更を行う場合は、その内容を明示することが求められます。

求人票 表記	変更	労働契約 内容	対応
例① 月給 20 万円～25 万円	➡	月給 23 万円	可能な限り速やかに 求職者に明示
例② 月給 20 万円～25 万円		月給 20 万円+手当 2 万円	

この明示は書面の交付で行うことが原則であり、求職者が希望する場合には電子メールでも可能とされています。

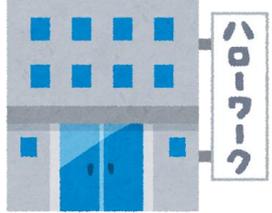
2. 最低限明示しなければならない労働条件が追加

労働者の募集や求人の申込の際には、以下の項目を明示する必要があります。

- ・業務内容 ・契約期間 ・試用期間(☆) ・就業場所 ・就業時間 ・休憩時間 ・休日 ・時間外労働の有無
- ・賃金 ・加入する社会保険 ・募集者の氏名または名称(☆) ・派遣労働者として雇用するときにはその旨(☆)

今回の法改正に伴い、☆が追加されたほか、以下の内容の明示も求められます。

- ・裁量労働制を採用している場合は、その旨
- ・固定残業代を採用している場合は、基本給の額や何時間分を定額として支給するのか等
求人票記載例…「基本給 20 万円+固定残業代 5 万円(時間外労働 30 時間分)
※30 時間を超えた分については別途割増賃金を支給」



3. 罰則規定の強化

求人トラブルの増加を背景に一定の抑止力を働かせようとしていると考えられます。これまでも罰則規定はありましたが、改正法では虚偽の条件を提示し、ハローワーク等へ求人の申し込みを行った時点で罰則の対象となる点に注意が必要です。

企業にとって良い人材を確保することは第一ですが、いざ求人トラブルが起きてしまうと多大なコストが発生します。また、一度「ブラック企業」というイメージを持たれてしまうと、いくら求人票を整備しても応募者が寄り付かなくなるリスクもあります。この機会に求人票、自社 HP での募集等を見直してみたいはいかがでしょうか。詳しくは弊社担当者までご相談ください。

徳武 郁人



マイナンバー制度の「情報連携」が始まっています

平成 29 年 11 月より、異なる行政機関の間でマイナンバーを活用して、住民が行政機関等に提出する添付書類を省略できるようにする情報連携が始まっています。

例) 児童手当の申請(児童手当法)、介護休業給付金の支給の申請(雇用保険法)、保険料の減免申請(介護保険法)

今後、日本年金機構が行う事務手続きなどが順次追加されることが想定されています。その準備として、日本年金機構よりマイナンバー等確認リストが平成 29 年 12 月中旬より順次、日本年金機構においてマイナンバーが確認できない被保険者及び被扶養配偶者が在籍する適用事業所宛てに送付されています。これからのマイナンバーの情報連携の動きが注目されます。

斉藤 愛